

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請における 個人番号（マイナンバー）の確認について

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の個人番号（マイナンバー）を支給認定申請書に記載していただくにあたり、窓口にて個人番号および申請者またはその代理人の身元確認を行なわせていただきます。つきましては、以下①と②の必要書類を窓口にてご提示ください。

① 窓口に来られる申請者もしくはその代理人の身元確認書類※

受診者（小慢児童）が加入している健康保険が被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等）の場合は、原則として「被保険者」が申請者となります。

注意

申請者以外の方が窓口で申請手続きする（代理人申請）場合（例：申請者（被保険者）＝父、申請手続きをされる方＝母）は、支給認定申請書の裏面「委任状」欄（例：委任者＝父、受任者＝母）に必要事項を記入ください。

※**身元確認書類** 下表のいずれかをご提示ください。

1点確認（顔写真入りのもの）書類	2点確認書類
<ul style="list-style-type: none">・個人番号カード・運転免許証・旅券（パスポート）・身体障害者手帳・その他、<u>氏名・出生年月日・住所が記載され、かつ顔写真入り</u>の官公署発行証明書	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・その他、<u>氏名・出生年月日・住所が記載された</u>官公署発行証明書類

② 受診者及び受診者と同じ保険に加入している方全員の個人番号カード（顔写真入り）または個人番号通知カード